

佐賀県規則第18号

佐賀県関西・中京事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県関西・中京事務所管理規則（昭和57年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 事務所で行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p><u>（2）～（6）</u> 略</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 事務所で行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p><u>（2） 企業誘致の促進に関すること。</u></p> <p><u>（3）～（7）</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。